

申請書記載例(普通車用)

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
〇〇〇	E-OI130	OI130-1234560	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 143 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	仙台市青葉区本町三丁目8番1号		
自動車の保管場所の位置	仙台市青葉区本町三丁目8番1号		
※保管場所標章番号	000123456		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
警察署長 殿		○年○月○日	
		〒(981-8410)	
		住所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号	
申請者		(022) 221局 7171番	
氏名		宮城 県太	
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
		年 月 日	
		警察署長 印	

申請は、保管場所の位置を管轄する警察署となります。必要書類は、次のとおりです。

- ① 申請書(4枚一組)
- ② 保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面(保管場所使用承諾証明書・保管場所使用権限書(自認書)等)
- ③ 保管場所の付近の道路・目標となる地物を表示した所在図
※ 左記記載例の備考1に該当する場合は、所在図について省略することができます。ただし、警察署長から提出を求められた場合を除きます。
- ④ 保管場所の周囲の建物・空地・道路を表示した配置図(保管場所の平面の寸法・接地道路の幅員を明記)
- ⑤ 交付手数料(県収入証紙)

- ◆ 4枚複写となっていますので、ボールペンで強く書いてください。
- ◆ 車名・型式・車台番号・自動車の大きさについては、証明申請事項の諸元に関するものですので、間違いのないよう自動車検査証等を確認のうえ、正しく記入してください。
型式・車台番号のように、数字とアルファベットが混合している場合は、下記(例)を参考に、数字とアルファベットは見やすく記入してください。

(例) : 1 (イチ) と I (アイ)、0 (ゼロ) と O (オウ)

- なお、申請時に車台番号が分からないときは、記入しなくとも構いませんが、証明書を受領するときに必ず記入することになります。
- ◆ 自宅の車庫を保管場所とする場合は、「自動車の使用の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同じになります。また、自宅以外の車庫を借りる場合は、「自動車の保管場所の位置」は、借りる車庫の住所となりますので、住居表示(住居表示がない場合は地番)を下記(例)を参考に正しく記入してください。

(例) : 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(住居表示)
仙台市青葉区荒巻字青葉1番地の2(住居表示のない場所の地番)

- ◆ 「※保管場所標章番号」欄は、申請書が保有する車であって、旧自動車と「自動車の使用の本拠の位置」・「自動車の保管場所の位置」が同一の場合、旧自動車の保管場所標章番号を記載したときのみ、所在図の添付を省略できます。ただし、その位置を知るため必要があるときは添付を求めることがあります。
- ◆ 印鑑は、申請時、訂正時とも4枚すべてに押してください。署名による申請もできますが、訂正は必ず本人の署名訂正となります。代理人による署名訂正はできません。
- ◆ 下欄の「保管場所の所有者」欄は、土地の所有者が本人の場合は「自己単独所有」、他人の土地を借りる場合は「他人の土地」、その土地を共有して所有している場合は「共有地」に○をつけてください。
- ◆ 下欄の「保管場所の状況」欄は、保管場所が自己単独所有及び共有地である場合に、現在の保管場所の状況について記入してください。
- ◆ 下欄の「申請事由」欄は、新規・増車・代替・変更の何れか該当するものを○で囲んでください。
- ◆ 下欄の「代替・変更の場合」欄は、「申請事由」欄で「代替」を○で囲んだ場合は、今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号を、「変更」を○で囲んだ場合は、申請する車の登録番号を記入してください。
- ◆ 下欄の「連絡先」欄は、この書類について、警察から質問された場合に直ちに答えられる方の氏名・電話番号を記入してください。
- ◆ 分からないときは、警察署交通課にお尋ねください。

保管場所の所有者	保管場所の状況	申請事由	代替・変更の場合	連絡先(電話番号)
① 自己単独所有 2 他人の土地 3 共有地	保管可能台数 2 台 現在の保管台数 台 大型 台・普通 台 軽四 台	① 新規(初めて自動車を購入) 2 増車 3 代替(買替え) 4 変更(住所・所有者等)	(今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号) 登録番号 車両番号	宮城県次 (222-3333)

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。

注意事項

- 1 証明書交付後の訂正は認められません。交付後は再申請となり、手数料も新たにかかりますので自動車の大きさ等の申請内容を十分確認して申請してください。
- 2 申請者欄は、自動車の使用者となる方の住民票又は印鑑証明書の住所、氏名を記載して下さい。
- 3 スタンプ式印鑑の使用は認めておりません。また、捨印での訂正はできませんので訂正箇所がある場合は、申請者欄に押印した印鑑を訂正箇所を押印して下さい。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏名 ㊟</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	保管場所の状況	申請事由	代替・変更の場合 (今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号)	連絡先 (電話番号)	
1 自己単独所有	保管可能台数 台	1 新規（初めて自動車を購入）	登録番号		※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。
2 他人の土地	現在の保管台数 台	2 増車	車両番号		
3 共有地	大型 台・普通 台 軽四 台	3 代替（買替え） 4 変更（住所・所有者等）			

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※ 保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏名 ④</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 ④</p>			

収 入 証 紙 貼 付

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
1 自己単独所有
2 他人の土地
3 共有地

保管場所の状況	
保管可能台数	台
現在の保管台数	台
大型台・普通台	台
軽四台	台

申請事由
1 新規（初めて自動車を購入）
2 増車
3 代替（買替え）
4 変更（住所・所有者等）

代替・変更の場合 (今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号)	
登録番号	
車両番号	

連絡先 (電話番号)	
---------------	--

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。

別記様式第3号（第4条関係）

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書													
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ										
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル										
自動車の使用の本拠の位置													
自動車の保管場所の位置													
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">ふりがな () 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑩</p>													
<p>第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書</p> <p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保管場所標章番号</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長 ⑩</p>				保管場所標章番号									
保管場所標章番号													

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者 1 自己単独所有 2 他人の土地 3 共有地	保管場所の状況 保管可能台数 台 現在の保管台数 台 大型 台・普通 台 軽四 台	申請事由 1 新規（初めて自動車を購入） 2 増車 3 代替（買替え） 4 変更（住所・所有者等）	代替・変更の場合 （今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号） 登録番号 車両番号	連絡先 （電話番号）	
--	---	---	---	---------------	--

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。

別記様式第3号（第4条関係）

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書													
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ										
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル										
自動車の使用の本拠の位置													
自動車の保管場所の位置													
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名 ⑩</p>													
第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書													
<p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保管場所標章番号</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長 ⑩</p>				保管場所標章番号									
保管場所標章番号													

収 入 証 紙 貼 付

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
1 自己単独所有
2 他人の土地
3 共有地

保管場所の状況
保管可能台数 台
現在の保管台数 台
大型 台・普通 台
軽四 台

申 請 事 由
1 新規（初めて自動車を購入）
2 増車
3 代替（買替え）
4 変更（住所・所有者等）

代 替 ・ 変 更 の 場 合	
(今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号)	
登録番号	
車両番号	

連絡先 (電話番号)	
---------------	--

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。

別記様式第3号

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考1 別紙として、地図のコピーを添付できます。
- 2 保管場所に接する道路の幅員と保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
- 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
- 4 自動車の使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。
- 5 次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができます。
- (1) 自動車保管場所証明申請書の場合
 - ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。この場合、自動車保管場所証明申請書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載してください。
 - イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アに該当する場合を除く。）。
 - (2) 自動車保管場所届出書の場合
 - ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。この場合、自動車保管場所届出書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載してください。
 - イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アに該当する場合を除く。）。
- 6 前記5の保管場所の所在図の記載を省略できる場合であっても、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めることがあります。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ()
住所

() 局 番

氏名

㊟

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。